

令和 4 年 2 月 8 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

規制支援審議会の答申への対応について

規制支援審議会の令和 3 年 3 月 15 日付答申においては、

- 安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源については、安全研究・防災支援部門の職員数を確保するとともに、自らの技術基盤を高めるために必要な運営費交付金の確保について、機構全体の運営費交付金における研究費が減少する中でも維持されていることにより、強化への対応が図られていることを確認した。なお、過年度の答申において提示を求めた部門への予算配算や収支等については、その内訳を含めて開示されており、①原子力緊急時支援・研修センターの予算も含めて継続的な開示の予定が示されたことにより、これを了解した。
- 受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。②今後も、現行ルールの実効性をより高めるため、再委託先を含めた研究実施者に対する中立性の確認事項や確認方策についてなど、ルールの改正の必要性も含め検討していただきたい。また、③原子力機構内で内部監査が行われることについては、監事と連携した取り組みを検討していただきたい。
- センター長の権限を超える決裁状況については、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ、被規制側の部門長を兼務する安全研究・防災支援部門長の決裁状況を審議した結果、現状の運用で中立性は担保されていると判断される。なお、部門長が被規制側の部門を兼務することへの対応として、④部門長に付与されている決裁権限を理事長が決裁することに変更する予定が示されたことは、改善につながるものである。なお、⑤本審議会からの答申書への対応について、ガバナンスの面でも十分なものとなるよう検討し、次回報告されたい。
- 以上の確認をもって、部門が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保した運営がなされていると判断されるが、審議会において今後も引き続き実施状況を確認していくことが必要である。

との意見をいただいた。

機構では、上述の答申における下線部①～⑤について、以下のとおり対処しているところである。

- ①安全研究・防災支援部門への予算配算の考え方等を示すため、今後も予算収支の内訳を継続的に開示していくことについては、役員及び経営企画部の方針として徹底した。それを受けて、予算収支の内訳については、今年度の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構部会（以下、機構部会）においても説明資料として使用（開示）した。次年度以降もこの方針を継続する予定である。

※令和3年7月16日に開催された機構部会において公開した予算、職員数の推移、予算の収支等の資料については、規審9-5「安全研究・防災支援部門の予算、人員の状況」及び規審9-6「令和2年度安全研究に係る予算・決算」に示す。

- ②中立性確保に係るルール（平成30年改定）に基づき、令和3年度における各センターによる規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況を自己点検した結果、中立性、透明性を損なうような要因は見当たらなかった。ルールの実効性については、研究実施者への浸透を図るため、従来からの受委託・共同研究に係る契約締結にあたってルールの周知徹底に加えて、ルールの内容をまとめた教育用資料を用いて教育を実施し、適切な運用に努めた。

また、現行のルールについてあらためて見直した結果、現時点において更なる改定の必要性は認められなかったものの、上記教育後のアンケート意見からは、複数の改善提案が散見されたことから、具体的な事例を補足資料として準備するなど、今後も改善に努めることとしたい。

※本項目に係る自己点検の詳細は規審9-7「規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況」において報告する。

- ③令和2年度には機構内における内部監査として、「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援業務の実施状況に関する監査」が行われ、監事による確認も経て、問題の無いことが確認された。本件について、令和3年4月に委員へ報告済の内容を以下に示す。

※令和2年度における機構内での内部監査については、2年度末までに監査部署から監事の確認を経て、経営層に報告がなされた。その監査結果では、「規制支援業務に関して関係者へのヒアリングと資料等の確認、被監査部門が定期的に実施している自己点検内容を確認し適切に対応していると評価した」と記載された。

また、令和3年度に実施された当部門に対する監事監査においては、機構内の連携を図ることや、規制庁受託研究で整備された装置類の有効活用等が意見として出されたものの、中立性・透明性に係る意見は無かった。

- ④センター長の権限を超える決裁について、部門長が被規制側の部門を兼務する状況の改善策については、部門長に付与されている決裁権限の一部（規制支援に係る事項）を、理事長が決裁するように変更する理事長達を制定し、令和3年4月1日から施行した。この結果、令和3年度における部門長による規制支援に係る決裁は理事長に付与されたため、中立性、透明性を損なうような要因は見当たらなかった。ただし、念のため昨年度までと同様の自己点検を実施し、問題の無いことを確認した。

※本項目に係る決裁権限の変更及び自己点検の詳細は規審9-8「安全研究・防災支援部門の決裁権限等について」において報告する。

- ⑤答申書への対応については、以下に示すように、年間を通して研究実施者・事務担当者への周知徹底を行うとともに、企画調整室等による確認を実施することにより、審議会での意見を十分反映することに努めた。

- ・部門内の運営会議等において答申書及び決裁権限の変更を報告するとともに、中立性確保のルールへの遵守を周知した。
- ・受託研究契約時等における従事者の確認や再委託契約内容等に関するルール遵守については、事務担当者による事前確認を実施した。
- ・令和3年度から施行した、部門長から理事長への決裁権限の一部変更に関しては、該当する案件について理事長による決裁を行った。（該当案件は3件）
- ・ルールに関する教育用資料を作成し、部門内職員全員による学習を実施するとともに、アンケート調査によるルール認識状況の確認及びルール改善の検討に取り組んだ。

以 上